

教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果に関する報告書

(平成 26 年度対象)

平成 27 年 8 月

岩 倉 市 教 育 委 員 会

目 次

1 概要	1
2 点検及び評価の内容	1
3 点検及び評価の方法	1
4 評価委員会	1
5 審議等の経過	2
6 点検及び評価の結果	2
(1)学校教育関係	3～11
(2)学校給食センター関係	12～14
(3)生涯学習関係	15～24
(4)図書館関係	25・26
(5)スポーツ関係	27・28
7 質問等に対する回答書	29～51

1 概要

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこと。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされました。（平成20年4月1日施行）

第1回は、平成21年2月に、平成19年度を対象に点検及び評価を実施し、結果報告書を議会へ提出するとともに、岩倉市のホームページで公表しました。

第2回は、平成20年度対象の点検及び評価を平成21年8月に行いました。その後、毎年8月に実施し、今回は平成26年度を対象として8回目となるものです。

点検及び評価の項目や指標などは、前回の点検及び評価と同様に、次のような内容・方法で行いました。

今後は、議会への報告や岩倉市のホームページ等で公表していきます。

また、この点検及び評価の結果を踏まえ、「健康で明るい緑の文化都市」を目標とし、教育・文化の振興を目指してまいります。

2 点検及び評価の内容

平成26年度版「岩倉市の教育」、「第4次岩倉市総合計画」（平成23年度～平成32年度）などに掲げている重点施策等の取組み状況

3 点検及び評価の方法

重点施策等の取組み状況について、教育委員会事務局が自己評価を行ったものを評価委員会へ提出し、点検及び評価を受けました。

4 評価委員会

委員長 児玉 珠美
委員 丹羽 幹比古
委員 柳川 裕美子

5 審議等の経過

(1) 評価委員会

第1回 平成27年7月24日(金)

資料説明、質疑応答、点検及び評価

第2回 平成27年8月4日(火)

点検及び評価

点検及び評価の結果報告書のとりまとめ

(2) 教育委員会

平成27年8月27日(木)開催の定例教育委員会へ、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果並びにその公表に関することについて」を議案として提出。

6 点検及び評価の結果

(1) 点検及び評価表の構成は、以下のとおりです。

① 「重点目標」

教育委員会が毎年度、発行している「岩倉市の教育」、「第4次岩倉市総合計画」(平成23年度～平成32年度)などで掲げている重点目標

② 「成果・効果」

「重点目標」に対する教育委員会事務局の自己評価による成果・効果

③ 「問題点・課題」

「重点目標」に関して、教育委員会事務局が把握している問題点・課題

④ 「評価委員会の意見・評価」

①から③までに対する評価委員会による意見、評価など

(2) 点検及び評価表の①から④までの()番号は、同一事項を同番号で表示しています。

なお、「重点目標」に対応する()番号が、「問題点・課題」、「評価委員会の意見・評価」の表中にない場合は、特記事項がないものです。

(3) 「7 質問等に対する回答書」は、評価委員会の会議以前に委員から提出された質問、意見、要望などに対する教育委員会事務局の回答を整理しています。

(1)学校教育関係

(担当課 学校教育課)

重点目標

1 学力づくり

- (1) 子どもの思考過程を尊重し、授業研究を通して、児童生徒同士、児童生徒と教師の関わりを重視した学びあう授業の実現を図る。
- (2) 児童生徒一人一人の学ぶ意欲を高め、個に応じ個を生かす学習指導の具現化に向け、少人数指導*¹やT T指導*²の特性を生かした、学力の向上を図る指導法の開発・改善を進める。
- (3) 教師カステップアップ研修、市少人数授業等臨時講師授業力向上研修、外国語活動研修等の市主催研修の充実を図り、教員の指導力向上に努める。
- (4) 学習指導要領の主旨を踏まえ、小学校の外国語活動の充実を図り、その成果を生かし中学校の英語教育を推進する。
- (5) 外国人児童生徒の増加に伴い、日本語適応指導の充実を図る。また、岩倉東小学校と南部中学校を拠点校とする市内体制を拡充する。それにより外国人児童生徒とともに生きる意識や多文化共生の理解を深め、諸外国と進んで交流を図る児童生徒の育成に努める。
- (6) 特別支援教育の充実に向け、コーディネーターの配置や個別支援計画及び個別指導計画の作成、援助チームによる支援等特別支援教育の理解と体制整備を推進する。
- (7) ICT*³環境を生かして、校務の効率化を図るとともに、ICTを積極的に活用して指導方法の工夫・改善を図り、豊かな学びの推進に努める。

成果・効果

- (1) 各学校の教育目標に沿った研究テーマ（現職教育テーマ）を設定し、年間を通して授業研究を進めた。年度末にはすべての学校がその成果を研究集録としてまとめ、他校の教員も参考とすることができた。

各学校の授業研究を担当する教員で構成した岩倉市授業デザイン研究委員会を組織し、学習規律や基礎的学習態度を市内全体で共通理解するとともに、授業実践を通して学び合いの学習についての研修を深めた。また、各校の現職教育や授業研究の日程などの情報を全小中学校で共有し、実際の授業を参観しながら研修が積めるように努めた。その結果、市として目指すべき児童生徒像や授業について共通のビジョンを持つことができつつある。

- (2) 少人数授業等臨時講師として、常勤の県費加配教員8人の他に市臨時講師を全小学校に5人配置し、きめ細かい指導を行った。中学校では数学と英語を重点教科として捉え、両中学校に2教科各1人ずつ4人の臨時講師を配置し、学力の向上を図った。また、1学級当たりの児童数が急激に増加した場合に対応するため、臨時講師を配置して指導体制の充実を図った。

市費採用の9人の講師に対して、年に1度授業参観を行い、研究協議を行うことによって、個々の力量向上を図ることができた。

(3) 学習指導要領の主旨の周知はもとより、少経験教員の増加や発達障害児童生徒への対応等、学校の今日的課題に向けた市主催の各研修を合計 19 回開催し、延べ 453 人が参加して研修を実施した。

教師カステップアップ研修では、経験年数 1～3 年目の若手教員を対象とし、研修内容を授業の基礎・基本を中心に、教師力と社会性の向上を目的に実施した。内容については、授業（音楽や理科等）の基礎基本、学芸会における指導、マナーコミュニケーション等についての講座を実施した。こうした取組により教員一人一人に、児童生徒が全員参加できる分かりやすい授業をしたいという意識が高まり、主体的な授業研究が行えるようになってきた。また、教員の社会性向上への意識も高まった。

(4) 文部科学省は、5・6 年生に年間 35 時間の外国語活動を位置づけている。岩倉市では更に 1・2 年生に年間 4 時間、3・4 年生に年間 10 時間の外国語活動を実施している。継続的な取組により児童は英語に興味関心を持つようになり、国際理解を深めつつ中学校での英語の学習へ円滑に取り組めるようになってきている。

(5) 190 人ほど在籍している外国人児童生徒の日本語指導には、13 人の県加配教員と 2 人の市臨時講師が当たりその充実を図った。また、中学生に対する進路説明会や新入学児に対してプレスクールを行った。こうした、将来を見通した系統的な指導を行うことで外国人児童生徒一人一人の主体的な学びを育むことができた。なお、日本語能力試験に挑戦し、53 人中 38 人が合格することができた。

(6) 発達障害のある児童生徒の学習や学校生活の指導及び支援を行う特別支援教育支援員を、年度当初に 12 人配置した。支援を必要とする児童生徒が多いため、1 月から 1 人を増員し、特別支援教育の充実を図った。また、「ことばの教室」においては、吃音、構音障害や言語発達遅滞等の子どもたちに効果的な指導をすることができた。岩倉北小学校にある「すずらん教室」では、発達障害児童の適性に配慮した教育環境の整備に努めた。

特別支援教育担当者会主催の学習会に幼稚園、保育園関係者にも周知し、情報共有や、連携に努めた。

(7) 岩倉市コンピュータ教育研究委員会では、ICT のより効果的な活用方法について検証し、年度の終わりに授業実践事例をまとめている。その結果、より効果の高い授業実践が各校に広まってきている。

問 題 点 ・ 課 題

(1) 今後も目指すべき具体的な児童生徒像・授業像について共通理解しつつ、授業デザイン研究委員会等を通して、各校の特色や自主性を尊重する姿勢を大切にしながら、取り組んでいくことが必要である。

(2) 今後も継続的な授業参観・研究協議を実施し、少人数授業等臨時講師のさらなる授業力や児童生徒理解力等を育てていくことが必要である。また、少人数授業等臨時講師による指導形態が児童生徒の学習成果に具体的にどのように結びついているか常に検証し、指導改善を図らねばならない。

- (3) 経験の浅い若手職員の増加により、教育方法、教育技術の継承が困難となってきたため、引き続き基礎・基本の徹底と若手教員の意識改革に努めたい。
- (4) 小学校における外国語活動を充実させるために、今後も小学校外国語活動研修等を実施し、教員の指導力向上に努めていく必要がある。
- (5) 近年、在籍する外国人児童生徒の国籍、日本語能力、学力等が多様化しており、その状況に対応できるよう教材開発を進めている、今後も継続的な取組が必要である。
保護者とのコミュニケーションについては、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の通訳や翻訳者の確保はしているが、それ以外の言語を使用する国からの転入もあり、情報伝達に苦慮している状態である。
- (6) 特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴い、さらに支援体制の整備を充実させていく必要がある。また、特別支援教育に関する学習会の実施等、今後も継続的に特別支援教育支援員関係者の力量向上や早期からの幼保小の連携に努めていくことが必要である。
- (7) 今後も継続的に岩倉市コンピュータ教育研究委員会等により、タブレットPC等の教育における有効性を検証し、効果的な活用方法を研究し、情報共有していくことが必要である。

評価委員会の意見・評価

- (3) 市主催の教員向け研修では、教育の質的向上が具体的に進められており、評価できる。
- (4) 小学校の外国語活動、中学校の英語教育については、教員の指導力向上にむけて、研修等、さらに積極的に取り組み、人材育成に努めてもらいたい。
- (5) 外国人児童生徒に対しての指導がきめ細やかであり、教育保障がなされている。今後も継続して取り組んでいただきたい。
- (6) 今後も継続して、発達障害児童生徒の適性に配慮した環境整備に努めていただきたい。

*1 少人数指導

ひとつの学級や複数の学級を少人数に分けて、複数の指導者でそれぞれの集団を指導する指導法。似たことばに、「少人数学級」があるが、これは通称「35人学級」と呼ばれている。学級編制の基本は上限40人が基本であるが、現在、小学校の第1学年及び第2学年、中学校の第1学年において、学級児童生徒数の上限を35人と設定して進められているものであり、平成16年度から愛知県独自の教育施策として導入された。なお、平成23年度からは、国において小学校の第1学年が35人学級と定められた。

*2 TT（ティームティーチング）指導

ひとつの授業場면을複数の指導者で連携しあって指導する方法。

*3 ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）

日本語では一般に情報通信技術と訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称である。

ほぼ同じ意味を表すITは経済の分野で使われることが多いのに比べ、ICTは主に公共事業の分野で使われることが多い。教育現場では、パソコンやデジタルテレビ等を導入するなど児童生徒の情報活用能力の育成を図っている。

重点目標

2 こころづくり

- (1) 心を育む学習・いのちの教育を義務教育の9年間を通して計画的に行う。心に悩みを抱える児童生徒や不登校児童生徒に対応するため、適応指導教室指導員・カウンセラー・メンタルフレンド・子どもと親の相談員・スクールカウンセラー等が、学校と連携する中で「こころづくり」を支援する。
- また、子どもと親の相談員を中心とした、各校の相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー・養護教諭・適応指導教室・福祉課等のすべての関係者や関係機関が有機的に連携して相談・指導体制を充実させ、対策の効果が上がるようにする。
- いじめ問題については、全小中学校において、実態アンケートや教育相談を実施し、早期発見、早期対応に努める。また、市校長会議や市教頭会議、各学校の職員会議や現職教育等でいじめに関する事例研究や指導法等の研修を推進する。加えて、各学校における「学校いじめ防止基本方針」の策定を指示し、支援する。
- (2) 児童生徒に演劇、演奏等を鑑賞する喜びを与えると同時に、感性を伸ばし文化を愛する心を育てる。また、プロの演奏家による直接指導により、より高い技能の習得に努める。
- (3) ボランティア活動の促進を図ることにより、地域社会の中で自分の存在感を高め、将来の生き方について考える機会とする。
- (4) 環境を守る活動や自然と関わる活動の充実を図り、地域の自然を活用し、体験を重視した活動を展開する。
- (5) 平和を大切にし、国際社会に生きる活動の充実を図る。
- (6) 読書指導員を活用し、司書教諭と連携をとりながら学校図書館や読書指導の一層の充実を図る。また、読み聞かせや朝の10分間読書等を通じた読書習慣の定着を目指す。

成果・効果

- (1) 平成19年度から各学校に配置した子どもと親の相談員は8年目を迎え、どの学校においても児童生徒に浸透し、相談活動が定着して効果的に機能している。相談件数は前年度を下回った。相談内容は不登校、友人関係、学習支援等多岐にわたっている。また、授業において特別に支援を要する児童生徒に対する学習支援も行っている。
- 全小中学校において、学期に1回程度、児童生徒一人一人にアンケート調査を行い、本人のみでなくクラスや周りのいじめに関する状況や教員の指導状況等についても、記述してもらい、それを基に教育相談を実施している。いじめ問題をはじめ、児童生徒の悩みを早期につかみ、教職員が情報交換や対応策の協議を組織的に行い、解決に向けて取り組んでいる。また、様々な場での事例研究や指導法・対処法等の研修により、教職員の力量が向上した。各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めている。

(2) 五条川小学校、曾野小学校においては演劇鑑賞会、岩倉中学校、南部中学校においては映画鑑賞会、岩倉北小学校、岩倉南小学校、岩倉東小学校においては音楽鑑賞会を開催し、セントラル愛知交響楽団による生演奏を聴く機会を設けた。また、昨年度に引き続き両中学校では楽団員による音楽クラブ指導を行い、技術の向上を図った。

学校芸術鑑賞事業と音楽鑑賞事業を1事業にまとめて実施をすることにより、音楽・演劇・映画鑑賞を3年で一巡するよう計画的に行うことができるようになっている。

(3) ボランティア活動に両中学校とも積極的に参加をしている。岩倉中学校では「コスモス・あいさつ・ボランティア」、南部中学校では「歌・花・ボランティア」を合言葉に、生徒会活動・有志活動が、学校活動の基本のひとつとして位置づけられ、交通安全あいさつ運動等に取り組んだ。学校内のみならず、五条川清掃、ふれ愛まつり、水辺まつり等へ有志が参加して活躍している。

小学校においては、ボランティアとして6年生が校区の保育園の運動会の手伝いをしたり、隣接した幼稚園・保育園と合同避難訓練や交流活動・合同行事等を実施したりした。奉仕精神の醸成に加え、幼保小の連携が深まった。また、市が行っているクリーンチェックいわくら等の清掃活動に参加することにより、地域に愛着を持つ心の醸成につながった。

(4) 五条川小学校の伝統的な取組である水生生物調査、各小学校の自然生態園での自然体験活動等を通して、自然とふれ合う体験を重視した活動を進めた。採集した水生生物は、生活科や理科の学習に生かされた。また、環境を守る活動では、清掃事務所や小牧岩倉衛生処理組合等の見学を行い、ごみの行方やリサイクルについて学ぶことができた。これらの活動は、持続可能な開発のための教育（ESD）の1つであり、今後も推進していきたい。

(5) 平成18年度までは、中学生を広島・長崎へ派遣してきたが、平成19年度から小学校6年生（各校代表者1人）も加え、事業の充実を図っている。平成26年度は長崎市へ派遣した。なお、派遣された2人の生徒が、8月15日の岩倉市の平和祈念戦没者追悼式において、「平和へのメッセージ」を発信し、戦争の悲惨さや恒久平和の大切さを市民に呼びかけた。各学校においても派遣児童生徒を中心に、平和集会等を行い、平和維持に関する意識を高めた。

また、被爆体験や戦争体験談を聞く会を全小中学校において開催し、平和教育を実施した。

(6) 従来からの図書館司書補助員の配置から、平成20年度からは読書指導に重点を置いた読書指導員の配置とし、読書指導に成果を上げている。また、読み聞かせボランティアとの連携の効果も大きい。

問題点・課題

(1) 子どもと親の相談員への児童生徒の相談件数は1,243件、保護者・教師の相談は171件であった。配置8年目となり、各学校とも児童生徒や保護者、教職員にも定着してきているので、引き続き相談活動の充実を図る必要がある。

授業における学習支援は、599件あった。相談で関わった児童生徒の中には、授業において個別的な支援が必要な場合がある。相談活動だけでなく、授業での学習支援も進めていく必要がある。

いじめ問題に関しては、担任だけでなく学校全体がアンテナを高くして取り組む必要がある。また、いじめの事実が発覚したら、チームを組んで、迅速にしていねいで誠実な対応をすること。いじめを許さないという確固たる姿勢を崩さず粘り強く指導することを共通理解して事に当たらなければならない。また、教職員の指導力向上に向けての事例研究や研修会等の取組も継続しなければならない。加えて、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、今一度各学校において、いじめの根絶に向けての取組を徹底し、今後は「岩倉市いじめ防止基本方針」を策定して、いじめ問題対策連絡協議会や附属機関等の組織整備を図る必要がある。

平成26年度は、岩倉市人権教育研究会を組織し、全小中学校において人権教育の実践研究を進めている。教育委員会として、その取組を継続的に行っていく必要がある。

(3) 中学校でのボランティア活動は、地域に根付き、地域とのかかわりは年々深まり、豊かな心を育てている。小学校では、市の清掃活動や幼稚園や保育園とかわる中で奉仕的精神を育む活動に取り組んだが、市やNPO等の取組への参加をさらに進めていく必要がある。

(5) 被爆体験者や戦争体験者の高齢化に伴い、体験談を話すことができる人が少なくなっている。

(6) 読書指導員については、配置時間を延長するなど読書指導を一層充実していく必要がある。

評価委員会の意見・評価

(1) 児童生徒の「こころづくり」においては、子どもと親の相談員、スクールカウンセラー等の様々な視点から包括的に進められており、大変評価できる。

(1) 子どもと親の相談員については、担当者の負担が大きくなるよう注意し、今後も継続的に取り組んでいただきたい。

(1) 各校には「学校いじめ防止基本方針」が策定され取り組みが進んでいるため、「岩倉市いじめ防止基本方針」についても策定に向けて進めていただきたい。

(5) 平和教育については、戦争の悲惨さ、平和の大切さだけでなく、戦争に至るまでの歴史的背景や経緯等について学ぶことも大切である。

重点目標	3 学習環境づくり
-------------	------------------

- | |
|--|
| <p>(1) スクールガードの募集やセルフディフェンス講習会*¹の開催、保護者等への不審者情報の配信等、学校・保護者・地域が一体となり安心して学べる環境づくりを進める。</p> <p>(2) 学校における児童生徒の健康管理に努め、必要な措置を講ずる。フッ化物洗口を継続して行い、児童生徒の歯の健康を支援する。</p> <p>(3) 快適な学習環境を整えるため、老朽化した学校施設について改修工事計画の策定を進める。</p> |
|--|

成果・効果

- | |
|--|
| <p>(1) 児童生徒の安全の向上を図るため、PTAと連携し、通学路点検を実施して危険箇所の対策について、学校・道路管理者・警察で合同会議を開いて対応に努めた。すべての小学校でスクールガードのボランティア組織が自主的に形成され、登下校時の見守り活動を実施している。携帯メールを活用した緊急情報の伝達が各学校で行われるようになったことで迅速な情報伝達が可能になっている。</p> <p>(2) 熱中症指標計を整備し、適宜計測を行ったり、光化学スモッグの予報等発令時には標識旗を掲げるなど注意喚起を図っている。またAED（自動体外式除細動器）の設置を行い、教職員や中学校2年生の生徒においては消防署職員による応急手当講習を受講している。</p> <p>フッ化物洗口は、平成15年度から五条川小学校において実施し、その後、他校においても取り組み、平成19年度からは全小学校の1年生から3年生までの児童を対象に実施している。日常的に実施していることから、歯の健康を自ら守るという動機付けができており、小学校における永久歯のう歯保有状況は近隣市町や県平均に比べ低くなっている。</p> <p>(3) 岩倉北小学校の複合遊具設置工事や岩倉中学校プールサイド改修工事、南部中学校柔剣道場天井改修工事など学校教育施設の整備を図った。</p> |
|--|

問題点・課題

- | |
|---|
| <p>(1) 各校、各地域の特色ある取り組みがなされている。他校との情報交換や研修の場所を設けて、活動の充実を図るとともに、緊急情報のネットワークの活用を進める必要がある。</p> <p>(3) 老朽化した学校施設の改修工事を計画的に実施していく必要がある。</p> |
|---|

評価委員会の意見・評価

- (1) 学校・保護者・地域が連携して学習環境づくりを進めるために、学校評議員制度を積極的に活用し、計画的に実施してほしい。
- (2) 地域の見守りの支援にも取り組んでいただきたい。

*1 セルフディフェンス講習会

子ども自身が本来持っている可能性、能力、感性に気づき、自分を大切にする心（人権意識）を育て、他人の権利を尊重する気持ちを育てる。また、いじめ、虐待、不審者による被害など、子どもへの様々な暴力に対して、子ども自身が自分を守るための具体的な知識や技能を学ぶ講習会。

(2)学校給食センター関係

(担当課 学校教育課)

重点目標	食に関する指導の充実
(1) 食に関する指導の充実	栄養教諭、栄養職員による児童生徒（小学校1～5年、中学校1年の全クラス）への給食時訪問の他、試食会や教科・特別活動においても学校と連携し、食についての知識向上を図るとともに「早寝、早起き、朝ごはん」の実践を啓発する。
(2) 衛生的で安全な給食づくり	施設・設備等の衛生管理を徹底し、ドライ運用に向け一層努力する。
(3) 地産地消の推進	食育の推進として、地元でとれる農畜産物をできる限り多く取り入れ、「旬産旬消」*1を図るとともに安全・安心な食材の確保に努める。また、児童生徒に地域への理解を深め、愛着を持たせる。
(4) 新学校給食センターの建設準備	学校給食センターは竣工から45年以上が経過しており、新しい学校給食センターを大地町に建設するため、実施設計、旧市営プールの取壊し、用地取得、用地造成を行う。

成果・効果

(1) 栄養教諭等が、児童生徒の給食時に訪問して指導に当たり、食に関する知識等を深めさせることができた。残食量は増加傾向にある。

予定献立表にひとこと指導を掲載し、家庭での食への関心を高めることに努めた。また、保護者に対して、各小中学校における給食試食会で現在の給食の状況や食に関する話をするにより啓発に努めた。

また、3年に1度定期的に行っている学校給食に関するアンケート調査を実施し、学校給食や家庭での食事状況の把握に努めた。

一人当たりの残食量の推移（平均） (単位：g)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
12.0	13.6	12.3	10.8	10.3	10.7	13.0

(2) 現状の施設・設備を維持するため、フライヤー、消毒保管庫、食器洗浄機、ボイラー、蒸気配管や調理用備品などの修繕を行った。また、ザルやカゴなどの調理器具の更新、移動調理台や運搬台車のドライ仕様への更新、食器等洗浄機の洗剤の変更及び食器の漂白作業を行い、安全で衛生的な環境で調理をすることができた。

牛乳に対してアレルギーのある児童生徒への牛乳の停止を実施した。また、予定献立表やアレルギーの詳細献立表をホームページに掲載した。

献立作成委員会・給食用物資購入選定委員会でPTAの代表者に一緒に検討してもらうことにより食に関する参加・PRに努めた。

(3) 米飯は、岩倉産の「あいちのかおり S B L」全量 43,733 kgを、県内産の野菜は 32 品目中 22 品目（うち岩倉産 12 品目）、24,317kg（うち岩倉産 4,534kg）、重量割合で 42.38%（うち岩倉産 7.90%）を使用した。また、県内産の肉について、豚肉は 6,807kg（重量割合 9.87%）、鶏肉 4,367kg（重量割合 9.97%）を使用した。

「岩倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」*2を受け、岩倉市に事務所があり、大口町で野菜の栽培を行っている NPO 法人から、297kg の小松菜を購入した。

(4) 新岩倉市立学校給食センター建設に向けて実施設計、旧市営プールの取壊し、用地取得、用地造成を行った。

新学校給食センター建設基金として元金 200,000 千円と利息分の 717,154 円を積み立て 441,274,163 円の積立になった。

また、運営方法について、調理・配送業務等を民間委託することを方針決定した。

問題点・課題

(1) 残食が増えたのは、ユネスコ無形文化遺産に「和食」が登録されたことに伴い、給食で和食の献立を増やしたが、家庭で和食を食べられない児童生徒が残したことと、児童生徒に食べられる分だけを食べさせていることによるものと思われる。しかし、学校給食を生きた教材のひとつと考え、児童生徒の嗜好に合わせるだけでなく、食べて欲しい献立を提供することも大切と考える。

(2) ドライ運用等については、計画的で継続的な施設改善が必要であるため、現在の学校給食センターの建替えについて平成 28 年 9 月供用開始を目指して実施設計を行った。一方で老朽化した現在の施設から新しい施設へ移行するまでの間の維持管理が課題である。

給食費について、今後、さらなる消費税増税や食材の値上がりに対応する必要がある。

(3) 米飯は、岩倉産の米ですべて賄うことができる。しかし、岩倉産野菜は、出荷可能な水準の野菜を生産する農家が少ない状況であるが、できるだけ多くの利用に努めた。今後も、地元でとれる農畜産物の積極的な利用に努めていく。

(4) 新学校給食センター建設の財源として予定していた交付金の事業採択が受けられない可能性がある。

評価委員会の意見・評価

(2) 現在の古い調理施設であっても衛生管理に十分注意して取り組んでいただいていることは、大変ありがたく評価できる。引き続き、安全な給食を子どもたちに提供できるよう努めてもらいたい。

(4) 新しい給食センターを食育の拠点としてもらいたい。

*1 旬産旬消

地産地消は地元の野菜を消費するという考え方に対し、旬産旬消は旬の野菜は栄養価が高いことと、ハウス栽培によるエネルギーコストの削減を図るもの。また、旬の野菜を知ってもらうことで食育に繋げようといった考えである。

*2 岩倉市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、岩倉市の全ての行政組織が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達における方針で、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。）第9条に基づき、岩倉市が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的として岩倉市が定めたもの。

(3)生涯学習関係

(担当課 生涯学習課)

重点目標	1 生涯学習の推進
<p>(1) 岩倉市生涯学習基本構想・基本計画に基づき、施策を計画的に進める。</p> <p>(2) 生涯学習事業情報の収集、情報提供、学習相談体制を充実させる。</p> <p>(3) 生涯学習ボランティアの発掘、活動支援を進める。</p> <p>(4) 生涯学習講座の企画運営を含む岩倉市生涯学習センターの管理運営を、指定管理者と連携し進める。</p> <p>(5) 社会教育関係団体及び生涯学習サークルの支援に努める。</p>	

成果・効果
<p>(1) 岩倉市生涯学習基本構想の基本理念「楽しく学び 人とひととが響き合うまち いわくら」の実現のために、7つの基本目標とそれに基づいた基本計画により、生涯学習施策の推進に努めた。</p> <p>(2) 本市内外から生涯学習事業情報を収集し、広報等により講座開催等の事業情報を広くPRし、また、生涯学習センターを始めとする本市施設の窓口において生涯学習に係る相談体制の充実に努めた。</p> <p>(3) 生涯学習ボランティアに従事する団体・個人の情報収集に努め、市の事業において積極的に連携する等の活動支援を行った。</p> <p>(4) 生涯学習センターは、指定管理者との3年間の協定期間が満了することから、次期指定管理者を公募し、特定非営利活動法人 来未 iwakura (くるみ いわくら) と平成27年度から平成31年度までの5年間の協定を締結した。</p> <p>(5) 社会教育委員の意見を聴き、社会教育関係団体28団体と生涯学習サークル102団体が登録団体となった。登録された団体については、生涯学習センターにおける定例活動に対しての支援を行った。</p>

問題点・課題
<p>(3) ボランティア活動は多岐に渡るため、団体・個人の実情に合わせた個別の活動支援を行うことは困難である。</p> <p>(4) 市民にとって利用しやすく、快適で安全安心な施設となるよう、また、公平で適切な管理運営が行われるよう、指定管理者と連携して進める。施設の管理運営に市民意見を反映し適切に指定管理者を評価(モニタリング)することが重要である。</p> <p>(4) 生涯学習センターはオープンから5年が経過し、施設や備品に修繕が必要な状況が出始めている。利用者が快適に利用できるよう適切な管理が必要である。</p>

評価委員会の意見・評価

- (1) 生涯学習基本構想は、教育振興基本計画に包括する形で見直されるとのことであるが、若い人たちが意識するようなものとなるよう、名称にサブタイトルを付けるなどの工夫も検討してもらいたい。
- (1) 生涯学習に関する市民のニーズは多様化している。これからも情報収集や情報提供に努め、岩倉市における生涯学習活動が活発になるよう取り組んでいただきたい。
- (1) 生涯学習講座は、講座数、内容ともに充実しておりとても良い。今後も引き続きより良いものを提供して欲しい。
- (4) 今後、指定管理者の変更などにより地域住民との連携が途切れてしまわないよう、地域住民とも連携して岩倉の生涯学習の理念を守り継いでいただきたい。

重点目標	2 青少年の健全育成
-------------	-------------------

- | |
|--|
| <p>(1) 青少年の健全育成活動及び非行防止活動を推進し、また、愛知県及び愛知県青少年育成県民会議の活動に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 新成人の実行委員の企画による「新成人のつどい」を開催する。</p> <p>(3) 家庭における父親の役割の重要性を再認識するため、父親の家庭教育参加促進事業を実施する。</p> <p>(4) 子どもの安全な居場所づくりを目指して、放課後子ども教室を開催する。</p> |
|--|

成果・効果

- | |
|---|
| <p>(1) 青少年問題協議会及び同専門委員会を開催し、青少年の健全育成に努めた。また、県及び県青少年育成県民会議が主唱する「青少年の非行、被害防止に取り組む県民運動」に取り組み、専門委員会委員とともに中学生も街頭キャンペーンに参加した。</p> <p>(2) 成人を迎えた青年を祝い、社会人としての自覚と責任を確認する場として、新成人の代表 11 人で構成する実行委員会に企画・運営を委託し、「新成人のつどい」を開催した。対象者 433 人のうち 350 人が参加し、太鼓友の会による太鼓の演奏や新成人参加者全員が参加できるビンゴ大会等により盛会となった。</p> <p>(3) いわくらOYGクラブ*1による、「岩倉親子餅つき大会」を始めとした各種事業を支援し、親子のコミュニケーションを深め、父親の家庭教育への参加促進を図った。</p> <p>(4) 毎週土曜日の午前中、市内 5 つの小学校の体育館・図書室・コンピュータ室を利用し、子どもが安心して活動することができる居場所づくりとして放課後子ども教室を開催した。</p> |
|---|

問題点・課題

- | |
|--|
| <p>(2) 新成人のつどい実行委員会は、新成人を公募し組織しているが、実行委員が集まりにくい状況である。また、実行委員が毎年変わるため、企画・運営内容などの引き継ぎがスムーズに出来ない。</p> <p>(3) 市民主体の活動となるよう、いわくらOYGクラブの組織の確立と自主事業を支援しているが、従来からの事業に代わる新たな事業展開が求められる。</p> <p>(4) 放課後子ども教室では、指導員の高齢化や指導内容を充実させていくために、新たに指導員を確保していく必要があるが、成り手が見つからない。</p> |
|--|

評価委員会の意見・評価

- (1) 子どもたちが健全に育つためには地域住民の関わりが不可欠であり、地域の子どもたちは地域で育てていかなければならない。地域の教育力を上げることを意識した取り組みをお願いしたい。
- (2) 青少年の健全育成に限らず、何事をするにおいても挨拶をするということは基本であり原点である。挨拶の重要性を再度認識していただきたい。
- (3) 新成人のつどいでは、遠方に散らばる新成人同士の情報提供や情報共有に、SNS を活用するなどの検討も必要と思われる。
- (4) 放課後子ども教室の実施により、子どもの安全・安心な居場所づくりがなされ、とてもありがたいことである。これからも充実に努めてほしい。

*1 いわくらOYGクラブ

父親の家庭教育参加促進事業の一環として、地域ぐるみで子どもたちの健全育成の事業をしている。この会の名称は、O おもいやり、Y やさしさ、G がんばり・げんき、から「いわくら OYG クラブ」とし、親子で参加できるふれあい行事等を実施して父親が家庭教育に参加できる場の提供するための活動をしている。

重点目標	3 男女共同参画社会の実現
<p>(1) 「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、本市が取り組む施策を関係各課等と連携して進める。</p> <p>(2) 男女共同参画社会実現に向け、リーダーとなる人を育成するため、愛知県が開催する各種の研修会等に市民を派遣する。</p>	

成果・効果
<p>(1) 岩倉市における男女共同参画に関する現況と諸問題を把握し、今後の男女共同参画施策のあり方を検討し、当該社会の実現に向けて計画的、効果的な施策の推進に資するため、行政職員からなる「岩倉市男女共同参画行政推進会議」や市民・学識経験者及び行政職員からなる「岩倉市男女共同参画懇話会」を開催した。市民の企画実行委員会により、様々な分野で活躍する女性をテーマに、男女共同参画セミナー（4回講座）を開催し、実行委員と参加者がともに男女共同参画社会形成への意識高揚を図った。</p> <p>(2) 愛知県が開催する「女性教育指導者研修会」に市民を派遣し、女性指導者の育成を図り、女性の社会参加を促し、交流や連帯を深めることに努めた。</p>

問題点・課題
<p>(1) 「岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020」を効率良く推進していくために行政推進会議及び懇話会による、進捗状況の管理を適正に行う必要がある。</p> <p>男女共同参画セミナーの参加者を拡大していくため、セミナー実行委員とともに講座内容の充実と効果的な周知に努める必要がある。</p> <p>審議会委員等の女性登用率の向上を目指しており、全庁的に積極的に女性を登用する意識が出来上がっているが、選出する上での構造的問題もあるなか更なる努力が必要である。</p> <p>(2) なるべく若い人を指導者として育成していくために派遣者の選定をしているが、研修期間が長いことなどから困難である。</p>

評価委員会の意見・評価
<p>(1) 男女共同参画社会の実現は、重要な課題であるが目に見えて成果や効果が表れるものでもない。岩倉市としても、啓発活動や指導的な立場となる市民の育成など長期的なスタンスとなるが計画的に進めてもらいたい。</p> <p>(1) 各種施策を実施するにあたって、女性が意見を述べる場を設けるなど女性の意見を吸い上げるよう努めてほしい。</p>

重点目標	4 文化の薫り高いまちづくり
<p>(1) 市民文化祭を岩倉市文化協会の協賛と市内小中学校の協力を得て開催する。</p> <p>(2) 市民音楽祭を岩倉市文化協会に委託し、音楽連盟の運営により開催する。</p> <p>(3) 市民茶会を岩倉市文化協会に委託し、茶華道連盟の運営により開催する。</p> <p>(4) 文化講演会・市民芸術劇場を隔年で開催する。</p> <p>(5) 市民の自主的な文化活動の振興を図るため、まちづくり文化振興事業による助成金を交付する。</p>	

成果・効果
<p>(1) 岩倉市文化協会の協賛と市内小中学校の協力により、3,474人の出品者、7,892人の入場者を得て実施することができ、本市の市民文化を発揚することができた。</p> <p>(2) 岩倉市文化協会に開催を委託し、音楽連盟・出演団体により運営し、15団体247人の市内音楽愛好家による演奏を、来場した市民に提供した。</p> <p>(3) 雨天ではあったが、史跡公園を会場として、しのぶえの会による篠笛が演奏されるなか、岩倉市文化協会、茶華道連盟の協力を得て、79人の参加者が交流する場とすることができた。</p> <p>(4) 文化講演会では、金澤康子さん翔子さんを講師に迎え、翔子さんによる書道パフォーマンスと康子さんによる「ダウン症の娘と共に生きて」と題しての講演を行い、207人の入場者がありました。</p> <p>(5) まちづくり文化振興事業助成金に関しては、市民ミュージカル実行委員会が開催した、「市民ミュージカル 2014 バグズ・ワールド～フェアブル昆虫記より～」の開催にあたり257万円助成することで市民による自主的な文化活動の振興に寄与した。</p>

問題点・課題
<p>(1) 本市の文化事業・文化振興は、岩倉市文化協会の構成団体を始め、多様な市民団体・個人の参加を得て、市民と行政の協働により推進している。構成員の固定化と高齢化による活力の低下が問題になっている団体が多く存在する。</p> <p>(2) 市民音楽祭は、効果的な市民周知の方法の検討や、魅力的な市民音楽祭とするための来場者のニーズをつかむ必要がある。</p>

評価委員会の意見・評価
<p>(1)～(4)</p> <p>それぞれの事業が、様々な世代の市民に対して魅力的な事業が提供できるよう工夫していると思うが、これからも市民ニーズを把握し、より多くの市民にとって魅力的な事業となるよう努めてもらいたい。</p>

- (4) 文化講演会は、要約筆記や手話通訳があり、聴覚障害者に配慮したよい講演会であった。
- (5) まちづくり文化振興事業助成金は、多くの市民による文化活動を支えており、今後も続けてほしい。

重点目標

5 伝統文化の継承

- (1) 文化財である山車の保存に努め、伝統文化の継承と保存会の育成を図る。
- (2) 民俗資料等を収集して修理、修復し保存と展示内容の充実を図る。
- (3) 文化財への理解を深めるため、史跡公園の管理運営と活用を推進する。
- (4) 文化財の保護を目的に文化財防火訓練を行う。
- (5) 織田伊勢守信安、山内一豊追悼会を開催する。

成果・効果

- (1) 岩倉市山車保存会と協力し、伝統的な山車の展示及び巡行を行ったことは、本市全体の貴重な財産である山車の継承と保存をする意識の高揚を図ることができ、広く来訪者に岩倉の山車を紹介する機会となった。
- (2) 市内に保存されている民具等の提供を受け、民具研究会により民俗資料等を修理、修復して保存を図り、保護意識の高揚に努めた。また、岩倉民具研究会に委託し、「暮らしの食文化展」を生涯学習センターギャラリーで開催した。保有する民族資料の内 1,000 点を電子台帳化した。
- (3) 鳥居建民家において開催される月釜を支援するとともに、施設及び設備の修繕等、公園の適切な維持管理に努め、市民の歴史学習及び憩いの場として活用した。
利用者の利便性を高めるため、16 台分の駐車場の整備を行い、イベント開催時にも来園しやすい環境を整えた。
- (4) 文化財を火災から守るため文化財防火デーに合わせ、1 月 18 日（日）に鈴井町鈴井八幡社において、地域や関係者の協力を得て文化財防火訓練を実施した。
- (5) 誓願寺、神明生田神社において、4 月の第 1 土曜日に追悼会を開催し、岩倉市が生んだ戦国の武将の遺徳を偲び、今日を築く礎となったことを再認識する機会とした。

問題点・課題

- (1) 3 町の山車とからくり人形等は、有形・無形の文化財をともに含み、その大きさにおいても、関わる保存会員の数においても本市において突出して規模が大きく、山車本体や人形の修繕等の維持管理、お囃子やからくり人形操作の後継者獲得、といった保存・継承に係る課題は幅広い。岩倉市山車保存会と連携し、三町それぞれの保存会の調整を図りつつ、本市全体の文化財として総合的に支援していく必要がある。
- (1) 平成 3 年の市制施行 20 周年に山車を復活して以降 20 年以上が経過し、3 町の山車は大幅な修繕が必要な時期が来ている。大規模な修繕には多額の費用が必要であり、財政面で脆弱な 3 町の山車保存会にとって多大な負担となる。
- (2) 市民から譲り受けた民具等については、郷土資料室など限りある保管・展示場所において、どのように補修や洗浄を行い、整理・記録し、保管・展示していくか、市として方針と計画を持つ必要がある。

- (3) 公園であるため、昼夜にわたった管理をすることが困難であることや、老朽化する公園施設及び歴史的建造物をいかに維持していくかが課題である。
- (4) 消防自動車、救急車等が出動する大掛かりな訓練となるため、場所の選定に苦慮している。
- (5) 広報等で周知を図っているが、一般の参加者が少ない。

評価委員会の意見・評価

- (5) 織田伊勢守信安や山内一豊に限らず、岩倉市には渡辺錠太郎を始めとした様々な歴史的な偉人がいることから、今後もそれら岩倉の偉人を後世に語り継げるように取り組みを続けていただきたい。

重点目標	6 音楽のあるまちづくりの推進
-------------	------------------------

- | |
|--|
| <p>(1) ジュニアオーケストラの育成に努める。</p> <p>(2) 音楽文化の普及を図る。</p> |
|--|

成果・効果

- | |
|---|
| <p>(1) セントラル愛知交響楽団に運営を委託し、その指導の下、青少年が音楽を通して自ら考え、創造し、感動する生き生きとした人づくりの場とすることができた。また、第14回定期演奏会を始めとする発表の場においては、市民に青少年が演奏する音楽を聴く機会を提供することができた。</p> <p>(2) セントラル愛知交響楽団への委託により、また、小中学校や地域の協力を得て、ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、小学校音楽鑑賞事業、マタニティ&キッズコンサート等を実施した。</p> <p>また、市役所1階のミニステージでは、日本の伝統音楽や世界の民族音楽、声楽等の様々なジャンルの音楽家を招いてロビーコンサートを開催したほか、音楽に携わる市民の発表機会の創出に努めた。</p> |
|---|

問題点・課題

- | |
|---|
| <p>(1) ジュニアオーケストラ団員は入れ替わりが激しく、市内小中学校等に広く呼びかけて毎年2回団員を募集しているほか、体験型のワークショップを開催するなどしたが、多岐に渡る楽器パートの団員を確保することは難しい。</p> <p>ジュニアオーケストラの演奏機会を増やすため、独自の演奏会の開催や、各種イベントへの参加を模索しなければならない。</p> <p>(2) 各種のコンサートに安定した入場者数が得られる等定着してきているが、音楽文化の普及について成果や効果を具体的に示すことは難しい。</p> |
|---|

評価委員会の意見・評価

- | |
|--|
| <p>(2) 音楽文化には、西洋のクラシック音楽だけでなく日本やアジアの伝統音楽もある。また、楽器を用いた音楽だけでなく合唱やわらべ歌、子守唄などもある。音楽文化の普及といった場合、グローバルな視点で音楽文化をとらえ普及を目指していただきたい。</p> |
|--|

(4)図書館関係

(担当課 生涯学習課)

重点目標	図書館機能の充実
<p>(1) 館外利用を基本とした運営。 (2) 資料の多様化に努める。 (3) 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動の充実に努める。 (4) 市の資料センターとしての機能を高める。 (5) 学校図書館と市図書館のネットワーク機能の推進を図る。 (6) 施設の利用拡大に努める。</p>	

成果・効果

<p>(1) 年間貸出点数は、264,236点となり、6,717点減少した。平成23年度から減少傾向が続いている。(児童図書貸出し点数は千点ほど増加) (2) DVDソフトを119点購入した。 (3) 子ども読書活動推進計画に基づき、おはなし会等の図書館ボランティアの連携が充実した。 (4) インターネットによる予約は2,972件で132件の減となった。 (5) 学校図書館蔵書データがインターネットにより一元化されており情報の迅速な利用と共有化ができています。 (6) 月曜祝日、12月28日と月末の館内整理日が土・日曜日となった場合や夏休み中の月曜休館日を臨時開館し、年間305日開館した。また、高校生の定期考査で学習室が満席の場合は閲覧室を学習室として臨時開放を行った。</p>

問題点・課題

<p>(1) 貸出点数が減少しているため、利用者の多様なリクエストに応えていく必要がある。 (2) 今後ますます利用が高まる視聴覚資料の充実に努めていく。 (3) 子ども読書活動推進計画に基づき、子どもによりよい読書環境を提供していくとともに、おはなし会の回数を増やし、子どもの読書活動を推進していく。 (4) インターネット予約等、便利な制度を更に市民に周知していく。 (5) 学校間の図書相互利用が進んでいない。 (6) 館内整理日の開館により本来行うべき業務に影響が出ているため、館内整理日の変更を検討していく。</p>

評価委員会の意見・評価

- (3) 全体の貸出点数が減少している中、児童用図書の貸出点数が増加していることは大変よいことである。今後も読み聞かせなど、子どもへの読書活動を継続してほしい。
- (5) 学校図書館の蔵書図書も保護者や読み聞かせボランティアに貸し出しできるよう検討してほしい。

(5)スポーツ関係

(担当課 生涯学習課)

重点目標	スポーツの振興
	(1) スポーツの普及・振興を図る。 (2) スポーツ指導者の養成・確保に努める。 (3) 総合型地域スポーツクラブの活動支援に努める。 (4) スポーツ組織の充実を図る。 (5) スポーツイベントの充実を図る。 (6) スポーツ施設の有効活用と整備充実に努める。

成果・効果
(1) 指定管理者制度を導入したことにより、これまでの季節ごとに開催していたスポーツ教室を年間通した教室開催に変更したことにより市民のスポーツへの参加機会の拡大を図ることができた。 (2) 各種のスポーツ指導者養成講習に伴う受講料の補助を行い、指導者の確保に努めた。 (3) 文部科学省が推奨する総合型地域スポーツクラブとして、平成20年度に設立された岩倉スポーツクラブに事業費補助を行い、市民がスポーツに気軽に参加できる環境づくりに努めた。 (4) 体育協会やその下部組織であるスポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部各団体のスポーツ活動を支援した。 (5) いわくら市民健康マラソンや武道大会を始め、各種スポーツ大会の開催及び市民ふれあまつりのスポーツフェアでニュースポーツであるカローリング、スポーツイベントの充実を図った。 (6) 総合体育文化センターの空調機取替工事、インターロッキング改修工事、トレーニング機器の更新等を行い、利用者が使いやすい施設の整備に努めた。

問題点・課題
(1) スポーツ教室は現在、通年で11種類13教室を開催しており、これまでと比べて種類も豊富で参加者も増加したが、参加者の固定傾向もみられるため、一市民一スポーツを推奨していく中で、幅広い参加が提供できる教室を推進していく必要がある。 (2) スポーツ振興には、指導者の養成と指導力の向上が不可欠であり、生涯スポーツの普及のため、ニュースポーツ指導者の育成が必要である。 (3) 岩倉スポーツクラブの安定した運営のためにも、会員の確保と指導者の育成や組織づくりに努める必要がある。 (5) 第4回いわくら市民健康マラソンを開催し多くの市民の参加があったが、実施回数が少ないため、当日の交通規制やマラソンコース等市民への周知に努める必要がある。

(6) 総合体育文化センターを開設して20年以上経過し、設備が老朽化してきており、また、他のスポーツ施設についても計画的に施設設備の更新を図っていく必要がある。

評価委員会の意見・評価

(1) 子どもたちの発育増進のためのスポーツ環境整備や教室開催などを進めてほしい。
(6) 市民健康マラソンのための講座開催や市民ランナーが安全で気軽に走ることができる環境の整備に取り組んでもらいたい。

7 質問等に対する回答書

報告書 頁	3 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 1 学力づくり
質問項目	重点目標 (6)
<p><質問> コーディネーターの配置について、現状をお教え下さい。</p>	
<p><現状・状況> 校務主任や通級指導担当者等、学校の実情に応じて、各校1名のコーディネーターを配置しています。 普通学級と特別支援学級の連絡調整や、支援の必要な児童の保護者と教員との橋渡し等、特別支援教育全体の責任者としての役割を担っています。</p>	
<p><今後の考え方></p>	

報告書 頁	3 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 1 学力づくり
質問項目	成果・効果 (1)
<p><質問> 岩倉市授業デザイン研究委員会の活動内容、研究内容、研究成果等をお教え下さい。</p>	
<p><現状・状況> 「全員参加と質の高い学び」をテーマに研究を進めています。より良い授業を観察しながら、各校、各教員の自発的な研究を狙いとしてテーマに迫る手立てを研究しています。県外から熟練教師を招聘し、授業参観も行っています。 また、市内の各小中学校では現職教育において研究テーマを設定して実践に取り組んでいます。研究委員会では、各校で得られた成果を市内の学校間で共有することを一つの目標として、月に 1 回程度、研究委員会を開催し、各校が実践したことを持ち寄り、その実践の成果と課題について、委員会で検討をしています。そこでの話し合いの内容を各校に持ち帰り、更に研鑽を深めるとともに、効果的であった他校の実践については、自校の研究に取り入れており、各校の研究成果を、全校で共有しています。</p>	
<p><今後の考え方></p>	

報告書 頁	3 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 1 学力づくり
質問項目	成果・効果 (1)
<p><質問> 現職教育や授業研究に他校の先生が参加でき大変よいと思うが、時間的に可能か。</p>	
<p><現状・状況> 時間の調整については、大変難しい状況です。そこで、個々の教員があいた時間を活用できるよう、公開授業の日程を各校に事前連絡しています。</p>	

報告書 頁	4 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 1 学力づくり
質問項目	成果・効果 (3)
<p><質問></p> <p>若手教員や市少人数授業等臨時講師の力量向上は図られているが、県非常勤講師で経験の浅い人の力量向上はどうなっているか。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>自主参加であるものの、県非常勤講師の方々の多くが、市主催の少経験者研修に参加し、力量向上を図っています。特に経験の浅い講師の方の参加が多くみられます。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>今後、市少人数授業等臨時講師同様に、授業参観と研究協議を行う方向で考えています。</p>	

報告書 頁	5 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 1 学力づくり
質問項目	問題点・課題 (3)
<p><質問></p> <p>若手の教員への継承が困難とありますが、具体的にどのような問題があるのか。また、対応策の具体的な方法についてお教え下さい。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>教師の力量として教育方法、教育技術、教育に対する価値観等、現場において熟練教師より face to face で学ぶことがたくさんあります。しかし、近年の若手教員の増加と共に中堅層の減少もあり、教育現場において身近で指導を行う教員、寄り添う教員の減少等、教育現場における年齢構成のアンバランスにより、現場で継承するべきことが以前より難しいという問題が生じています。</p> <p>各校に若手教員への指導を依頼すると共に、市主催の研修等で補えるように研修内容を基礎基本に視点を当てて行っています。</p>	
<p><今後の考え方></p>	

報告書 頁	7 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 2 ところづくり
質問項目	重点目標 (1)
<p><質問></p> <p>「メンタルフレンド」について、どのような位置づけ、どういう資格か、活動内容等、お教え下さい。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>引きこもり等で家から出ることができなくなった児童生徒や不登校児童生徒に対して、教師とは異なった立場であり、児童生徒に年齢が近い大学生等が、自宅を訪問し、話し相手、遊び相手となることを通して、徐々に心を開かせていくことを目的としています。メンタルフレンドは、教員や心理士などを目指す大学生等が登録する形をとっており、特に資格を必要とはしていません。</p>	
<p><今後の考え方></p>	

報告書 頁	9 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 2 ところづくり
質問項目	問題点・課題 (1)
<p><質問> 岩倉市人権教育研究会について、組織メンバー、研究内容についてお教え下さい。</p>	
<p><現状・状況> 別紙参照</p>	
<p><今後の考え方></p>	

報告書 頁	9 ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 2 ところづくり
質問項目	問題点・課題 (5)
<p><質問> そのための具体的な解決案はございますか。</p>	
<p><現状・状況> 現時点においては、具体的な解決案はありません。 「岩倉市語り部の会」と「愛知県原水爆被災者の会」の方々により、被爆体験や戦争体験談を聞く会を毎年開催しています。</p>	
<p><今後の考え方> 平和行政担当課（秘書企画課）と連携し、近隣市町の取組み等の情報収集を進め、広域的に人材発掘ができるよう取り組んでいきます。</p>	

報告書 頁	12 ページ
重点目標	(2) 学校給食センター関係 食に関する指導の充実
質問項目	重点目標 (2)
<p><質問></p> <p>「ドライ運用」という聞きなれない用語があるが、どういうことなのか。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>学校給食衛生管理基準では、「ドライシステムを導入するよう努めること。また、ドライシステムを導入していない調理場においてもドライ運用を図ること。」とされています。</p> <p>ドライシステムとは、床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムです。</p> <p>ドライ運用とは、ウエットシステムの調理場においてもドライシステムと同様、床を乾かした状態で使うことです。このことで床に有機物や水分を落とさないため細菌の繁殖を防止できるとともに、床からの跳ね水による食品の汚染も防止できます。また、ドライ仕様・ドライ運用は、長いゴム前掛や長靴の必要がないため、調理従事者の身体の負担軽減にもなります。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>現在の調理場はウエットシステムの調理場でドライ運用に努めています。また、新しい学校給食センターではドライシステムの施設を整備します。</p>	

報告書 頁	13 ページ
重点目標	(2) 学校給食センター関係 食に関する指導の充実
質問項目	問題点・課題 (1) (2)
<p><質問></p> <p>(1) 給食残食が増えた要因として外部的なことのみが書いてあるが、内部的な要因はないのか。</p> <p>(2) 給食費の滞納はどのような実態か。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>(1) 給食の量につきましては、学校給食摂取基準によって栄養価の目安が定められておりますので、過去からの大きな変化はありません。また、味については、栄養士の努力により昔に比べて最近の給食はおいしくなったといった声を良く聞いております。</p> <p>(2) 平成26年度の給食費については、調定額179,662,311円に対して、未納額は377,310円となっております。収納率は99.79%です。</p>	
<p><今後の考え方></p>	

報告書 頁	13 ページ
重点目標	(2) 学校給食センター関係 食に関する指導の充実
質問項目	問題点・課題 (4)
<p><質問></p> <p>交付金の事業採択が受けられない可能性とあるが、財源は大丈夫なのか。対応策を聞きたい。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>交付金については、平成27年度で約5,600万円、平成28年度で約1億2,500万円。合計で1億8,100万円程の歳入を見込んでいましたが、未だ事業採択の目処は立っていません。</p> <p>建設工事費については、資金計画上では約15億7,800万円を見込んでおりましたが、入札により約1億3,500万円の執行残となりました。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>機会を捉えて国への要望を続けるとともに、交付金が受けられない場合の対応として、起債の発行額を増額することや、平成26年度の繰越金を充当するなどの対応を財政部局と協議していきます。そして、平成28年3月議会上程する平成27年度の補正予算で財源の組替えを行います。</p>	

報告書 頁	15 ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 1 生涯学習の推進
質問項目	成果・効果 (4)
<p><質問></p> <p>指定管理者について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定基準はどのようになっているのか。 ・協定期間は何年か。また、自治体によって期間の設定は自由であるのか。 	
<p><現状・状況></p> <p>生涯学習センター指定管理者の選定につきましては、センターの管理運営における基本条件に合致していることを大前提としています。</p> <p>基本条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理・運営が効率的かつ円滑に行われること。 ・管理・運営経費が適切であること。 ・市民との協働が図れ、地域の人的資源が活用できること。 ・市民の理解が得られること。 ・収益施設でないため、公共の福祉が優先されること。 <p>応募者の提案に関しては、それらの基本条件を満たした上で、さらに以下のような判断基準を設けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営上の方針について ・事業計画について ・施設運営内容について ・施設運営体制について ・施設運営組織について ・管理運営を行う人員体制について ・収支計画について ・提案価格 <p>これらを更に 23 の項目に細分化し総合的に判断します。</p> <p>生涯学習センター指定管理者との協定期間については、平成 27 年 4 月から平成 32 年 3 月までの 5 年間としています。協定期間については法令等の定めはないが、概ね 3 年から 5 年が一般的です。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>今後は、指定管理者による管理運営期間中に、着実に基本条件が守られ、提案事項が履行されているかをチェックしていくことが必要と考えます。</p>	

報告書 頁	15 ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 1 生涯学習の推進
質問項目	問題点・課題 (4)
<p><質問></p> <p>指定管理者が変更することにより地域住民との連携が途切れてしまうのではないか。</p> <p>外部から来た指定管理者は、岩倉の地域性の理解に乏しく、責任感が低い。その点を補っていくのは地域住民であると思う。岩倉の生涯学習の理念を守り継承していく組織が必要ではないかと思う。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>生涯学習センターの指定管理は今回で2度の更新となるが、当初より特定非営利活動法人 来未 iwakura が担っています。</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズを民間の活力を利用することにより効果的・効率的に対応し、住民サービスを向上させることを目的としており、広く公募により指定管理者を募集することは必要である。また、指定管理者による管理運営を定期的に見直す機会を設けるために、期限を設けることも必要であると考えています。</p> <p>一方、生涯学習の推進には、地域の自然や伝統文化、地域住民のニーズを的確にとらえてサービスを提供していく必要があり、そのためには地域住民との連携やそれらの蓄積が必要不可欠であるとも言えます。そのことを踏まえて、指定管理者の基本条件として、市民との協働が図れ、地域の人的資源が活用できることとしているほか、岩倉市の自然や歴史、伝統文化等に関する理解なども選定基準としており、選定にあたっては単純な金額のみの比較ではなく、提案内容を含めて総合的に判断する手法をとっています。</p> <p>また、生涯学習センターの指定管理者による管理運営に関しては、管理運営状況を的確に把握し評価していくために、モニタリング評価を毎年実施しており、生涯学習センター運営協議会を通じて、指定管理者による管理運営に対して市民意見を反映させています。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>生涯学習センターの指定管理者として、民間事業者と5年間の協定を締結したが、指定管理者による管理運営状況を適切に評価し、改善をしていくことでより良い管理運営を目指していきたいと考えます。</p>	

報告書 頁	17 ページ																																						
重点目標	(3) 生涯学習関係 2 青少年の健全育成																																						
質問項目	重点目標 (4)																																						
<p><質問> 「放課後子ども教室」は各校でどれぐらいの子が利用しているのか。 また、文科省のホームページでは「岩倉市地域子ども教室」になっているが。</p>																																							
<p><現状・状況> 平成26年度 参加者数実績 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>体育館</th> <th>図書室</th> <th>コンピューター室</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北小</td> <td>239</td> <td>251</td> <td>620</td> <td>1,110</td> </tr> <tr> <td>南小</td> <td>80</td> <td>115</td> <td>160</td> <td>355</td> </tr> <tr> <td>東小</td> <td>239</td> <td>7</td> <td>270</td> <td>516</td> </tr> <tr> <td>五条川小</td> <td>148</td> <td>257</td> <td>229</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>曾野小</td> <td>201</td> <td>91</td> <td>333</td> <td>625</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>907</td> <td>721</td> <td>1,612</td> <td>3,240</td> </tr> </tbody> </table> <p>文科省のホームページには、過去に文科省より調査があった際に提出した内容がそのまま掲載してあるので、文科省に修正してもらうよう依頼をしました。</p>						体育館	図書室	コンピューター室	合計	北小	239	251	620	1,110	南小	80	115	160	355	東小	239	7	270	516	五条川小	148	257	229	634	曾野小	201	91	333	625	総計	907	721	1,612	3,240
	体育館	図書室	コンピューター室	合計																																			
北小	239	251	620	1,110																																			
南小	80	115	160	355																																			
東小	239	7	270	516																																			
五条川小	148	257	229	634																																			
曾野小	201	91	333	625																																			
総計	907	721	1,612	3,240																																			
<p><今後の考え方> 放課後子ども教室の参加者数は、毎年開催回数が違うので単純に比較はできないが、平成24年度4,005人、平成25年度3,310人、平成26年度3,240人と減少してきています。これからも、地域の大人の協力を得て子どもたちのために安全・安心な居場所づくりに努めていきたいと考えます。</p>																																							

報告書 頁	17 ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 2 青少年の健全育成
質問項目	問題点・課題 (2)
<p><質問> 新成人のつどいの実行委員が集まりにくいのは、なぜだと思うか。 また、具体的な対応策は何か検討しているのか。</p>	
<p><現状・状況> 新成人のつどいの実行委員に関しては、毎年広報紙に募集案内を掲載している。また、その後の応募状況に応じて、岩倉中学校及び南部中学校に新成人となる当時の生徒を推薦していただいています。 例年、実行委員が集まりにくい状況から個別に依頼を行うなどしているが、実行委員を受けることができない理由として、在学中で県外に住んでいたたり、仕事の都合で日程が合わないなどの理由が挙げられます。 今後の具体的な対応策としては、実行委員の対象を翌年度に新成人となる者までを含めることで人数の確保とスムーズな引継ぎを図ることや、実行委員の負担を減らすような運営方法の検討も行っていきたいと考えます。</p>	
<p><今後の考え方> 実行委員の募集に関する課題はあるものの、新成人のつどい自体の出席率は高く、若者の地元に対する愛着がとても高いことがうかがい知れます。今後も、互いの成長を確認し合い社会人としての自覚を促す場としてだけでなく、地元への愛着を再度醸成する場となるよう努めていきたいと考えます。</p>	

報告書 頁	24 ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 6 音楽のあるまちづくりの推進
質問項目	重点目標 (2)
<p><意見></p> <p>音楽文化の普及といった場合、多様な音楽文化を想定し、とり入れていった方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>オーケストラだけではなく、日本の伝統音楽、アジアの伝統音楽、合唱等、グローバルな視点で音楽文化をとらえていくべきではないのでしょうか。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>セントラル愛知交響楽団に委託をしているコンサート（ポップスコンサート、岩倉駅コンサート、マタニティ&キッズコンサート等）は、オーケストラであるが、ロビーコンサートでは、さまざまなジャンルの音楽や楽器を身近に市民にふれてもらうため、市民ボランティアの意見も参考にし出演者を選定しています。例年新春には、箏・三絃・尺八による日本の伝統音楽を、近年には、パラグアイアルパを用いた民族音楽、ビブラフォン、マリンバ、サクソを用いたジャズ音楽などクラシック音楽以外のジャンルを積極的に取り入れています。</p> <p>また、コンサート終了後には、出演者と楽器や演奏曲について気軽に話せる時間を設け、より音楽を身近に感じてもらっています。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>今後も、グローバルな視点で多様な音楽文化を取り入れた事業を展開していきたいと考えています。なお、今年度は、アジアの伝統音楽として、二胡と馬頭琴によるコンサートを予定しているほか、宗教音楽であるゴスペルのコンサートを企画検討しています。</p>	

報告書 頁	24 ページ
重点目標	(3) 生涯学習関係 6 音楽のあるまちづくりの推進
質問項目	問題点・課題 (2)
<p><質問></p> <p>音楽文化の普及についての成果や効果は、入場者数といったものだけではなく、サークル活動、若者のバンド活動、合唱など幅広い音楽文化に市民が触れているかどうかを検証していくことが大切だと思う。わらべ歌や子守歌も音楽文化であり、オーケストラの楽器のみを音楽文化とするのはいかなるものか。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>音楽文化の普及に関しては、音楽にかかわる活動を通じた人のつながりを形成し、市民・音楽家・行政の協働による「音楽のあるまちづくり」を目指す方向としております。また、セントラル愛知交響楽団とのパートナーシップの維持・発展にも努めておりますが、オーケストラや楽器に限定せず多様な音楽文化全般の普及に取り組んでおります。</p> <p>生涯学習サークルとして音楽関連の多くの団体の活動支援をしているほか、ロビーコンサートでは、市民の意見を踏まえ声楽を取り入れるなどし、ミニステージでも声楽のコンサートを開催しております。また、生涯学習講座では、ブロードウェイ・ミュージカルや昔懐かしいわらべ歌をテーマとするなど音楽文化に関する講座を毎年開催しており、楽器演奏以外の多様な音楽文化の普及に力を入れております。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>岩倉市における音楽文化の普及に関しては、引き続き「音楽のあるまちづくり」を目指す方向とし、様々なジャンルの音楽文化を取り入れながら事業を推進していきたいと考えます。</p>	

報告書 頁	ページ
重点目標	(1) 学校教育関係 (3) 生涯学習関係
質問項目	
<p><質問></p> <p>生涯学習と学校教育の更なる連携を望む。</p> <p>学校支援地域本部や放課後子ども教室など学校を地域に開いていく方向が今後は必要となるのではないだろうか。教員の負担や責任だけにしないことが大切と思う。</p> <p>学校教育を地域が支え守るためにも生涯学習に関わる高齢者の方々、成人の方々などが学校応援団として活躍することを願う。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>生涯学習と学校教育との連携としては、既に実施をしている放課後子ども教室において、地域住民の協力を得て、長期休業を除く毎週土曜日に全小学校の図書室、パソコン教室、体育館を利用し子どもたちに安全安心な居場所作りに努めています。</p> <p>また、岩倉市青少年問題協議会及び青少年問題協議会専門委員会等において情報を共有し、各関係機関の連携が行われています。</p> <p>生涯学習の最終的な目標は、自ら学んだ知識を自己満足に留めず、社会貢献へとつなげていくことであるため、現在も、音楽、水墨画、茶道、地域の伝統文化等に関わる多くの市民団体が学校教育の現場で活躍しており、開かれた学校運営、地域ぐるみの教育を進めています。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>放課後子ども教室では、指導員の高齢化や担い手の不足などが問題となっており、生涯学習に関わる団体も同様に高齢化の問題を抱えています。</p> <p>地域や外部の人材の活用を更に活発化させるため、活用状況を各学校間で共有し、地域と学校がより良好な関係を継続させていくよう努めてまいります。</p>	

報告書 頁	27 ページ
重点目標	(5) スポーツ関係 スポーツの振興
質問項目	重点目標 (6)
<p><質問></p> <p>総体文センターの利用について、市外の人も多く利用していると聞くが、料金や申し込み方法は市民と差がつけてあるのか。</p> <p>総体文センターは、カローリング大会で夏に使用するがものすごく蒸し暑く熱中症の危険性がある空調のほうは、どうにかならないか。</p> <p>総体文センターは20年以上経過し老朽化と書いてあるが市立体育館（北小体育館）は50年以上経過しているが更新の計画はないか。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>現在総合体育文化センターは、県の施設も併設しているため市内市外の区別なく利用できる施設となっています。</p> <p>アリーナは換気吸気を常時行っておりますが、夏蒸し暑くなります。十分水分を取りご利用ください。空調機の導入の予定は現在のところありません。</p> <p>市立体育館は老朽化も進み更新時期にあると思われまます。床等も張替えが必要な状況ですが、建て替えとなると小学校体育館としての計画が必要となると考えます。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>今後、市内の公共施設の使用料見直しを検討する中で、市外と市内で使用料に差をつけることも併せて検討していきます。</p> <p>アリーナへの空調設備の導入については、アリーナ全体を冷やすための大型機器の設置スペースや新たな配管の設置が必要であり、長期の工事期間と高額な工事費用が必要となるため、導入は難しいと考えます。</p> <p>市立体育館は学校の体育館としての建て替えも含め検討していきたいと考えます。</p>	

報告書 頁	27 ページ
重点目標	(5) スポーツ関係 スポーツの振興
質問項目	問題点・課題 (1)
<p><質問></p> <p>幅広い参加が提供できる教室を推進していく必要とありますがその通りと思います。高齢化に向けて、寝たきり老人をつくらない生きがいのある高齢者づくりは、今後大きな課題になるかと予想されます。何か具体的な案がありましたらお教えてください。</p>	
<p><現状・状況></p> <p>現状としまして、各種類のヨガに人気があるようで、50歳代以上が半数を占める教室もあり、今後も開催していきたいと考えます。岩倉市スポーツレクリエーション協会には、高齢者でも気軽に楽しむことができるニュースポーツ競技の8団体が定期的に活動をしています。また、岩倉市スポーツクラブでもミニテニス、ラージボール、カローリングなど、高齢者でも気軽に参加できる教室の実施に取り組んでいます。</p> <p>その他にも健康課と連携し65歳以上の市民を対象にトレーニング室を利用した健康指導教室などを開催しています。</p>	
<p><今後の考え方></p> <p>教室に関しては、高齢者でも気軽に参加できるメニューの再考や教室開催数を増やすなど参加機会の拡大を図ります。</p> <p>ニュースポーツなど周知が重要であると考えますので引き続きスポーツフェア、市の広報、ポスター掲示などで周知を図ります。</p> <p>各小学校の体育館などを利用してニュースポーツを紹介する教室をスポーツ推進委員と協力し企画・実施していきます。</p>	

研究の組織について H26.5

別紙

1 研究会名 岩倉市小中学校人権教育研究会

2 組織

役職	氏名	所属校	職名	備考
会長	戸田清徳	五条川小学校	校長	県の幹事
副会長	野木森 広	岩倉中学校	校長	
庶務	高木辰也	五条川小学校	教頭	
会計	櫻井まゆみ	五条川小学校	校務主任	
研究主任	中川昌弘	五条川小学校	教務主任	県の研究推進委員
研究主任補佐	高橋宏滋	南部中学校	教頭	県の研究推進委員
研究委員 (人権 担当者)	木野明子	岩倉北小学校	教諭	
	間島 藍	岩倉南小学校	教諭	
	藤田佐和子	岩倉東小学校	教諭	
	星野由紀子	五条川小学校	教諭	
	竹嶋恭代	曾野小学校	教諭	
	藤井愛子	岩倉中学校	教諭	
	江原靖人	南部中学校	教諭	
監査	高御堂勝久	岩倉東小学校	校長	
	大脇文彦	岩倉南小学校	教頭	

岩倉市小中学校人権教育研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、岩倉市小中学校人権教育研究会と称する

(目的)

第2条 本会は、人間の自由と平等の理念に則り、基本的人権を尊重する精神に基づき、人権教育に関する調査・研究を行い、市内の小中学校における人権教育の推進・充実を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、岩倉市立小中学校の教職員全員をもって構成員（以下、「会員」という）とする。

(事業内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 人権教育に関する調査・研究
- (2) 人権教育の理解と認識を深めるための研修会などの開催
- (3) 人権教育に関する資料収集と啓発
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会は、以下の役員で構成し、本会の事業の企画運営にあたる。

- | | | | |
|-----------|-----|------------------------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 庶務・会計 | 若干名 | (4) 監査 | 2名 |
| (5) 幹事 | 若干名 | (6) 必要に応じて顧問をおくことができる。 | |

本会役員は、下記によって選任するものとする。

- 1 会長、副会長、庶務・会計、および監査は、総会において選出する。
- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 会長は会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がこれを代行する。
- 4 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第6条 本会は、全会員をもって構成する。

- (1) 総会は、本会の最高議決機関で、必要に応じて開催することとする。
- (2) 総会では、会の諸活動、予算、決算および役員の選出などに関する事項を審議する。

(役員会)

第7条 役員は、会長、副会長、庶務・会計および監査、幹事で構成し、必要に応じて役員会を開催する。また、役員会をもって、総会のかわりとすることができる。

(機関の設置)

第8条 本会の目的のため、研究主任および各校の研究委員からなる研究推進委員会を設け、研究の推進を図る。また、会員のほか、会長が認めるものを会に参加させることができる。必要に応じて、役員会に諮り、専門部会等の機関を設けることができる。

(経費)

第9条 本会の経費は、研究委託およびその他の経費をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、会長の指定する学校に置く。

(細則)

第12条 本会の会則施行上に必要な細則は、会長が役員会に諮り、定めることができる。

附則 この会則は、平成26年5月21日から施行する。

岩倉市小中学校人権教育研究会 研究の概要について

1 研究主題

人権尊重の意識をもち、温かな人間関係を育もうとする児童生徒の育成

2 研究の計画

(1) 研究のねらい

本研究の目標は、「すべての子供達が、自己のいのちや心を大切にするとともに、他者のいのちや心を大切にし、思いやりの心をもって、温かな人間関係の中で生活できること」である。「どの子にも人権があり、一人一人がかけがえのない大切な存在である」ということを前提に、各学校の教育課程に基づき、実践を進める。各教科および領域等、学校におけるすべての教育活動において、人権教育とどのように関わっているかを確認しながら、取組を進めていく。特に、異学年交流、幼保小中の交流、障害者や高齢者との交流、福祉体験活動などの体験活動とともに、不登校やいじめ、ネットによる人権侵害などの問題に関しての道徳や学級活動での学びを推進していきたい。これらの取組を通して、人権尊重の意識を実践的な行動力へとつなげていきたいと考えている。

(2) 目指す児童生徒

- 自己を大切にするとともに、他者を大切にすることのできる児童生徒
- 相手の立場や状況を考え、社会の一員として主体的に行動できる児童生徒
- 正しい判断力をもち、正義感と勇気をもって行動できる児童生徒

(3) 仮説

学校教育活動において、偏見や差別をなくすための基本的な人権に関する知識・技能を身につけ、自他の大切さを認め合い、いのちの大切さを実感する体験を積み重ねることで、人権尊重の意識を培い、よりよく生きようとする態度が身につく、正しい判断のもとで人権問題を解決しようとする行動力・実践力が高まるであろう。

(4) 手だて

- ① 児童生徒の発達段階に応じた指導計画に基づき、人権教育の充実を図る。
- ② 児童生徒が人権問題を自らの問題としてとらえ、温かな人間関係を築くことができる活動を充実させる。
- ③ 総合的な学習の時間や行事等を活用した福祉体験活動（福祉実践教室、福祉施設への訪問、ユニバーサルデザインの学習等）を展開する。
- ④ 道徳や学級活動の時間に、話し合い活動や参加体験型学習（ロールプレイング、シミュレーション等）を取り入れ、児童生徒による主体的・継続的ないじめ防止への取組を充実させる。
- ⑤ 児童生徒の理解に努め、児童生徒同士および児童生徒と教師の信頼関係を深める取組の充実を図り、温かな人間関係づくりを進める。